

鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第269号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。